明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件（**金融庁・財務・経済産業**六）　一

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件（**同**七）　三

○農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件（**金融庁・農林水産**七）　三

○農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件（**同**八）　四

○福岡空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**国土交通**四四）　四

○那覇空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**同**四五）　四

○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（**同**四六）　四

〔**官庁報告**〕

官庁事項

貸金業法第三十三条第一項の規定による日本貸金業協会の業務規程の変更認可に関する公示（金融庁）　四

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（同）　六

〔**公　告**〕

諸事項

官庁

建設業の許可の取消処分関係　七

裁判所

破産、免責、再生関係　九

特殊法人等

国立大学法人広島大学参加者事前確認公募、日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則の一部変更、公示送達関係　一〇七

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　一〇八

会社その他

会社決算公告　一三